

## 下関市上下水道局建設工事等積算内容確認要領

### (目的)

第1条 この要領は、下関市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する工事並びに工事に関する設計、測量及び地質調査等委託業務（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札において、開札後に入札参加者が行う設計図書の積算内容の確認（以下「積算内容確認」という。）に関し必要な事項を定める。

### (対象)

第2条 積算内容確認を行うことができる者は、当該入札において入札書を提出した者（以下「入札者」という。）とする。

2 積算内容確認を行うことができる建設工事等は、有効な入札（予定価格を下回る入札（低入札価格調査対象案件で失格基準を設定している場合又は最低制限価格を設定している場合においては、これらを下回るものを除く。）をいう。以下同じ。）があったもの（以下「対象工事等」という。）とする。

3 積算内容確認を行うことができる内容は、対象工事等の設計図書の積算内容とする。

### (積算内訳書等の公表)

第3条 管理者は、開札後、有効な入札があった場合は、落札決定を保留し、遅滞なく上下水道局のホームページ及び経営管理課の閲覧場所において次に掲げる項目を公表するものとする。

- (1) 積算内訳書 土木系工事は積算体系上の「種別（レベル3）」の、営繕系工事は「科目及び中科目」の数量、金額等が明示されたもの
- (2) 予定価格及び入札書比較価格
- (3) 最低入札額 有効な入札のうち最も低額なもの

### (確認依頼書の提出)

第4条 入札者は、積算内容確認を行う場合は、前条の規定により落札決定が保留された日から起算して3日（下関市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日等」という。）の日数は、算入しない。）以内（以下「確認期間」という。）に限り、積算内容確

認を依頼する旨を記載した書面（以下「確認依頼書」という。）の持参により積算内容確認を依頼することができる。この場合においては、具体的な確認事項を明示し、必要に応じて根拠資料を添付するものとする。

（確認依頼書の受理）

第5条 管理者は、確認依頼書の提出があったときは、その記載内容及び添付書類が第2条の規定に該当するものであるかを確認し、これを受理するものとする。

（確認結果の公表）

第6条 管理者は、確認依頼書を受理したときは、確認期間の末日から起算して3日（休日等の日数は、算入しない。）以内に、確認結果を上下水道局のホームページに掲載するものとする。

（疑義の申立て等）

第7条 確認期間終了後において、設計図書の積算内容に係る疑義の申立てについては、これを受け付けないものとする。

（緊急を要する建設工事等の特例）

第8条 管理者は、災害復旧における応急工事等の特別な理由があるときは、事前に下関市上下水道局契約審査委員会に諮り、確認期間を短縮することができる。この場合においては、その旨を入札公告又は指名通知で明示するものとする。

（低入札価格調査における工事費内訳書提出の特例）

第9条 低入札価格調査対象案件の対象工事等において、再度入札の結果、低入札価格調査基準を下回る入札（失格基準を設定している場合は、当該基準を下回るものを除く。）をした者（以下「調査対象者」という。）がある場合における積算内容確認の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、積算内容確認の実施前に、調査対象者から下関市上下水道局工事費内訳書取扱要領（平成27年4月1日施行）に定める工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めるものとする。
- (2) 調査対象者は、内訳書の提出を求められた日の翌日から起算して2日（休日等の日数は、算入しない。）以内に内訳書を提出しなければならない。
- (3) 前号の期間内に内訳書の提出がない場合は、当該調査対象者の入札は無

効とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。  
(下関市上下水道局建設工事等積算内容確認(試行)要領の廃止)
- 2 下関市上下水道局建設工事等積算内容確認(試行)要領(平成28年4月1日施行)は、廃止する。